

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年10月30日 06時30分ごろ
発生場所	長崎県杵岐市長島西方沖 杵岐長島灯台から真方位270° 1,500m付近 (概位 北緯33° 43.4′ 東経129° 36.8′)
事故の概要	漁船37安栄 ^{やすえい} は、南進中、また、漁船尊徳丸 ^{そんとく} は、はえ縄漁を行いながら北東進中、両船が衝突した。 37安栄は、錨台に曲損等を生じ、また、尊徳丸は、船員室左舷側壁の破損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月18日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 37安栄、19トン NS2-23248（漁船登録番号）、有限会社安栄水産 B 漁船 尊徳丸、9.1トン NS2-15674（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 錨台に曲損等 B 船員室左舷側壁に破損、オーニングの支柱に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、まき網船団の灯船兼運搬船 ^{ひぶね} で、船長Aほか1人が乗り組み、漁獲物を積み、約11ノット（kn）の対地速力で自動操舵により、水揚げする港に向けて南進していた。 船長Aは、操舵室の椅子に腰を掛け、約9時間に及ぶ操業と操業後に続けて行っている当直の疲れから、眠気を感じながら単独で当直を続けるうち、居眠りに陥り、衝突の衝撃で目が覚めた。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、うなぎはえ縄漁の投縄作業を行いながら、約1.1knの対地速力で北東進中、船長Bが、左舷方約1海里（M）にA船を視認した。 船長Bは、A船がB船を避ける様子もなく接近してきたので、漁具を捨て、前進側に増速を始めた直後、B船の左舷船尾部にA船の船首部が衝突した。 B船は、鼓形形象物1個を掲げていた。

分析	<p>A船は、船長Aが居眠りに陥ったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、操業等の疲れから眠気を感じたものの、椅子に腰を掛け、自動操舵として単独で見張りを続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、約9時間の操業及び操業後に続けて当直を行っていたことから、疲れていたものと考えられる。</p> <p>B船は、鼓形形象物1個を掲げて投縄作業中、船長Bが、左舷方約1MにA船を認め、その後A船がB船を避ける様子もなく接近を続けたので、漁具を捨てて前進側に増速したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが居眠りに陥ったため、A船が漁ろうに従事中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>